

警視庁警備部長
各道府県警察本部長 殿
各管区警察局広域調整担当部長

原議保存期間	1年(令和9年3月31日まで)
有効期間	二種(令和9年3月31日まで)

警察庁丁備三発第58号
令和8年3月31日
警察庁警備局警備運用部警備第三課長

警察庁特殊標章等の交付等に係る旧姓記載について (通達)

警察庁においては、旧姓使用の拡大推進等に係る取組を推進してきたところ、警察庁特殊標章等の交付等に関する訓令(平成18年警察庁訓令第9号)に基づく特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)の交付等に関する事務について、特殊標章等の交付を受けようとする者が旧姓(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13にいう「旧氏」を指す。以下同じ。)による申請や身分証明書への旧姓の記載を希望する場合には、当該者による申請を受け、別記様式第1号の特殊標章等に係る交付申請書、別記様式第8号の身分証明書及び別記様式第9号の特殊標章等を交付した者に関する台帳における氏名欄に、旧姓を記載することとするので適切に対応されたい。